

【平成 30 年 9 月 18 日更新】

【平成 30 年 10 月 12 日更新】

【平成 30 年 12 月 20 日更新】

平成 30 年 8 月

国税庁

「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された納税者の
相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の豪雨により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のような税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方については、平成 30 年国税庁告示第 18 号により、平成 30 年 7 月 5 日以後に到来する申告・納付等の期限が、国税庁告示第 20 号^(注1)又は第 23 号^(注2)により定める日まで延長されます。

※1 相続税の場合、平成 29 年 9 月 5 日以後に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、平成 30 年 1 月 1 日以後に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注) 1 国税庁告示第 20 号により、指定地域のうち岡山県倉敷市真備町を除いた地域に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 26 日までの間に到来するものについて、平成 30 年 11 月 27 日までとされました。

2 国税庁告示第 23 号により、岡山県倉敷市真備町に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 12 月 24 日までの間に到来するものについて、平成 30 年 12 月 25 日までとされました。

《指定地域》

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

今回の豪雨が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、特定非常災害発生日(平成30年6月28日)前に相続等により財産を取得した相続人等又は贈与により財産を取得した方で、特定非常災害発生日(平成30年6月28日)において所有していた特定土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、租税特別措置法第69条の6《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》又は同法第69条の7《特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》を適用することができる場合、同法第69条の8《相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例》の規定により、相続税又は贈与税の申告期限が国税通則法第11条の規定に基づく延長された申告期限^(注4)と特定非常災害発生日(平成30年6月28日)の翌日から10か月を経過する日(平成31年(2019年)5月7日)とのいずれか遅い日まで延長されます。

なお、相続税の場合、相続人等のうちに同法第69条の6の規定の適用を受けることができる者がいる場合には、その相続人等の全員の申告書の提出期限が延長されます。

- ※1 相続税の場合、平成29年8月28日から平成30年6月27日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。
- 2 贈与税の場合、平成30年1月1日から平成30年6月27日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。
- 3 平成31年分の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

(注)1 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項)。

なお、「平成30年7月豪雨による災害」については、特定非常災害発生日を平成30年6月28日として、特定非常災害に指定されています(平成30年政令第211号)。

- 2 「特定土地等」とは、特定地域内^(注5)にある土地等をいいます。
- 3 「特定株式等」とは、株式等(金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。)のうち、その取得の時に、特定地域内にあった動産等(動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。)の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等をいいます。
- 4 国税通則法第11条の規定に基づく延長された申告期限は、国税庁告示第20号により、指定地域のうち岡山県倉敷市真備町を除いた地域に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日までとされ、また、国税庁告示第23号により、岡山県倉敷市真備町に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日までとされました。

また、指定地域以外に納税地を有する方であっても、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告期限が延長されます。

- 5 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域をいいます。「平成30年7月豪雨による災害」に係る特定地域は、平成30年9月26日現在で下記のとおりです。

《特定地域》

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岐阜県	関市	山口県	岩国市、光市
京都府	福知山市、綾部市	徳島県	三好市
兵庫県	神戸市、宍粟市	愛媛県	県内全域
島根県	江津市、邑智郡川本町	高知県	宿毛市、香南市、幡多郡大月町
岡山県	県内全域	福岡県	北九州市、久留米市、飯塚市、嘉麻市
広島県	県内全域	佐賀県	三養基郡基山町